



平成25年5月10日

各 位

会 社 名 朝日工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 赤松 清茂  
( J A S D A Q ・ コード 5 4 5 6 )  
問合せ先  
役職・氏名 常務取締役管理本部長  
中村 紀之  
電話 03-3987-2161

### 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更を決議しましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資すること、および投資家が当社株式により一層投資しやすい環境を整え、株主数の増加を図ることを目的として、1株につき100株の割合をもって株式分割を行うとともに、2007年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨である、2014年4月1日までに売買単位を100株または1,000株に集約することを踏まえ、単元株式数を100株とする単元株制度の採用を行います。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

2013年6月30日(日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	72,000株
今回の分割により増加する株式数	7,128,000株
株式分割後の発行済株式総数	7,200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	24,000,000株

##### (3) 分割の日程

基準日公告	2013年6月3日(月)
基準日	2013年6月30日(日)
ただし、当日は株主名簿管理人休業日につき、実質上は2013年6月28日(金)になります。	
効力発生日	2013年7月1日(月)

#### 3. 単元株制度の採用

##### (1) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 2013年7月 1日 (月)

なお、2013年6月26日(水)をもって大阪証券取引所における売買単位が1株から100株に変更になります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づき、定款を一部変更するものです。

(2) 変更の内容

① 定款第6条を変更し、発行可能株式総数を23,760,000株増加して、24,000,000株とする。

② 定款第7条を新設し、単元株式数を100株とする。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>240,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u>
	<u>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条～第45条 (条文省略)	第8条～第46条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u>
	<u>第1条 第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、2013年7月1日とする。</u>
	<u>第2条 前条および本条の規定は、2013年7月1日をもってこれを削除する。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日 2013年7月 1日 (月)

【ご参考】

1. 今回の株式分割に際しては、資本金の増加はありません。
2. 今回の株式分割は2013年7月1日を効力発生日としておりますので、2013年3月期期末配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

以 上